

入札注意事項（業務） （予定価格事前公表）

入札方法：持参

- 1 入札保証金 免除
- 2 契約保証金 免除
- 3 前払金 請負金額が200万円以上の場合は有
- 4 最低制限価格の設定 無
- 5 落札者の決定 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 6 入札の辞退 指名を受けた者は、入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認できる書面を提出しなければならない。
なお、入札を辞退してもこれを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを受けるものではない。
また、入札辞退の届出をしないで、定刻までに入札場所に到着しない場合は当該入札を棄権したものとみなす。
- 7 入札回数 1回
- 8 入札の中止 入札参加者が1人の場合は、入札は行わない。
- 9 無効 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 入札保証金が所定の額に達しない者のした入札
 - (3) 入札者の記名押印のない入札
 - (4) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
 - (5) 金額その他重要な部分の誤脱のある若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
 - (6) 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者の入札
 - (8) 予定価格が事前公表された入札において、予定価格を超える価格での入札
 - (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 契約書 落札者は、契約書を作成し、落札決定通知書に記載する契約書の提出期日（以下「契約締結予定日」という。）に契約書を提出しなければならない。
- 11 代理入札 代理人により入札をしようとするときは、委任状を入札書とともに提出すること。
- 12 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。落札者が、落札決定から契約締結日までの期間に、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加等除外措置を受けたことにより当該落札を取り消す場合も同様とする。
- 13 落札等の取消 ア 落札者が、指名通知の日から契約締結予定日までの期間に、本市の参加資格停止措置又は入札参加等除外措置を受けた場合若しくは次のいずれかに該当することとなった場合は、当該指名又は落札を取り消すものとする。
 - (1) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始
 - (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てイ アの(3)、(4)において会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。
- 14 内訳書 予定価格が事前公表された入札においては、入札時に内訳書を提示すること。
- 15 その他 郵送・電報等による入札書の提出は、予め入札通知において提出を認めた場合を除き、認められません。